



始良中央地区

第27号

平成17年10月上旬

合併協議会だより

編集

始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F

TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940

ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>

メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp

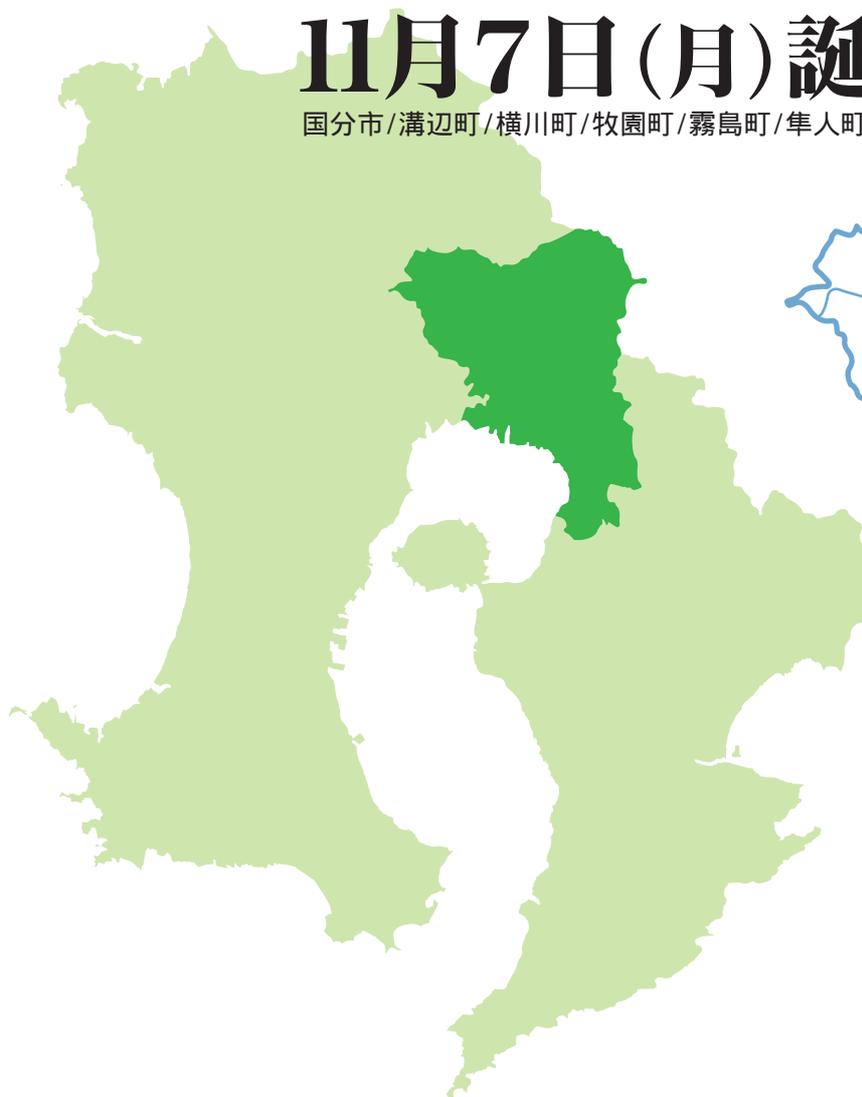
始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)



霧島市

11月7日(月)誕生

国分市/溝辺町/横川町/牧園町/霧島町/隼人町/福山町



第四十回協議会

始良中央地区合併協議会の第四十回協議会が九月二十一日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では、市章採用作品の表彰のほか、諸般の報告、合併までに調整するとされていた事務事業等の取扱いにかかる具体的調整内容の報告が行われました。

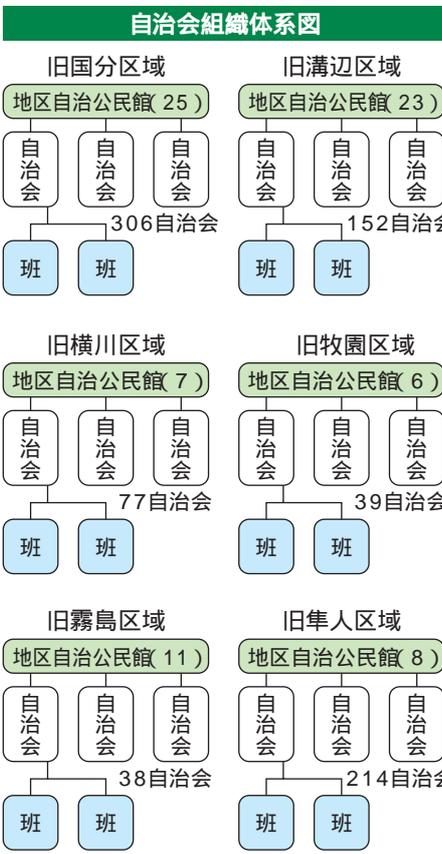
【報告事項】

報告第四十七号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて

協定項目(24)で合併までに調整するとしていた自治会・行政連絡機構について、次のとおり報告がおこなわれました。

【自治組織の名称】

新市では、第一階層の自治組織を「地区自治公民館」、第二階層の自治組織を「自治会」という統一した名称で呼ぶこととする。



報告第四十八号 交通関係事業の取扱いについて

協定項目(25) 7で合併までに調整するとしていた交通関係事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【交通安全専門指導員】

一 交通安全専門指導員を国分地区に二人、隼人地区に二人の合計四人配置する。

国分地区の二人については、国分市、霧島町、福山町を担当地区とし、隼人地区の二人については溝辺町、横川町、牧園町、隼人町を担当地区とする。

二 交通安全専門指導員の導入の時期は平成十八年四月一日とする。

三 主な職務内容としては交通指導、交通安全教育、交通事故相談等とする。

報告第四十九号 特別職の身分の取扱いについて

協定項目(12)で合併までに調整するとしていた特別職の身分の取扱いについて、次のとおり報告がおこなわれました。

【特別職の給料の額】

市長 月額 九十八万円
 助役 月額 七十六万四千元
 収入役 月額 七十五万五千元
 教育長 月額 七十五万五千元

【議会議員、農業委員会委員、消防団員の報酬の額】

議会 月額 四十九万円
 議会議長 月額 三十八万二千元
 議会常任委員会委員長 月額 三十六万二千元
 議会運営委員会委員長 月額 三十六万二千元
 議会議員 月額 三十五万二千元
 農業委員会 月額 七万九千六百元
 農業委員会会長 月額 六万七百元
 農業委員会委員 月額 五万六百元

消防団

連合団長 年額 十九万三百円
 団長 年額 十七万五千六百元
 副団長 年額 十二万八千四百円
 分団長 年額 九万三千七百円
 副分団長 年額 七万一千円
 部長 年額 六万五千一百円
 班長 年額 五万四千元
 団員 年額 四万九千元
 機関員 年額 三万六千元

【教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の報酬の額】

教育委員会 月額 六万九千元
 教育委員会委員長 月額 五万二千三百円
 選挙管理委員会 月額 五万一千八百円
 選挙管理委員会委員長 月額 三万七千八百円
 選挙管理委員会委員 月額 五千一百円
 臨時補充委員 日額 六万七千四百円
 監査委員 月額 十二万円
 監査委員(識見者) 日額 五万五千元
 固定資産評価審査委員会 日額 五万五千元
 固定資産評価審査委員会委員長 日額 五万五千元

固定資産評価審査委員会委員

日額 五千一百円

固定資産評価員

日額 五千一百円

公平委員会

日額 七千七百円

公平委員会委員長

日額 七千七百円

公平委員会委員

日額 七千一百円

【審議会・委員会等の附属機関の委員の報酬額】

情報公開・個人情報保護審査会

情報公開・個人情報保護審査会会長

日額 二万五千元

情報公開・個人情報保護審査会委員

日額 二万三千元

附属機関

附属機関の委員の長

日額 五千五百円

附属機関の委員

日額 五千一百円

報告第四十九号

特別職の身分の取扱いについて

協定項目12で合併までに調整する

としていた特別職の身分の取扱いについて、次のとおり報告がおこなわれました。

【監査委員】

一 監査委員の定数については、地方自治法第九十五条第二項の規定に基づき、三人とする。

二 監査委員の任期は、地方自治法第九十七条の規定により、次のとおりとする。

・ 識見を有する者のうちから選任される者(二名)……………四年

・ 議員のうちから選任される者(一名)……………議員の任期による

ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行なうことを妨げない。

三 監査委員の勤務形態は、非常勤とする。

報告第五十号 使用料、手数料等の取扱いについて

協定項目16で合併までに調整するとしていた使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり報告がおこなわれました。

【使用料】

- 一 同一又は類似する施設のうち、郷土館、歴史民族資料館等入場料、幼稚園保育料は、平成十八年度から統一する。
 - 二 上記以外で、統一可能な施設については、新市において統一する。
- 【手数料】
- 一 手数料については、別表1のとおり統一する。
 - 二 実施時期については、合併時とする。
- 報告第五十一号 消防団の取扱いについて
- 協定項目23で合併までに調整するとしていた消防団の取扱いについて、次のとおり報告がおこなわれました。
- 一 溝辺、横川に「副団長」を一人増員する。
 - 二 隼人に「副分団長」を分団数増員する。
 - 三 霧島に「部長」を分団数増員する。
 - 四 班長は班長以下の総団員数五人につき、一人の割合で全体的な見直しを行なう。具体的には次のとおり。
 - 五 班長以下の団員数が二十一人の場合 班長四人
 - 六 班長以下の団員数が二十三人の場合 班長五人
 - 七 連合団長及び副連合団長は、七名の団長による互選により各一名を選出する。
 - 八 組織体制は別表2のとおりとする。
- 報告第五十二号 消防防災関係事業の取扱いについて
- 協定項目25 6で合併までに調整するとしていた消防防災関係事業の取扱いについて、次のとおり報告がおこなわれました。
- 【災害対策本部の組織体制】
- 一 災害対策本部の組織編制については別表3のとおりとする。
- 報告第四十号 農林水産関係事業【農業】の取扱いについて
- 協定項目25 16で合併までに調整するとしていた農林水産関係事業【農業】の取扱いについて、次のとおり報告がおこなわれました。
- 【家畜共同出荷事業】
- 一 補助対象者については、牛の名義人で六十五歳以上の輸送手段の無い者とし、同一家族は除く。その他市長が特に必要と認められた者。
 - 二 助成対象額は積み降ろし労力相当額とし、助成額は二千元/頭とする。
 - 三 制度の統一時期は平成十八年度からとする。(平成十七年度は現行のとおりとする。)
- 【家畜導入事業】
- 一 目的は、家畜導入に対し必要な資金を貸し付け、経営の安定化を図るため実施する。
 - 二 貸付金の貸付利息は無利子とし、一農家当たりの貸付金額、頭数、期間の限度は次のとおりとする。

項目	貸付金額	頭数	期間
肥育牛	40万円 (肉用牛のみ)	10頭	2年間
育成雌牛	50万円 (乳用牛は40万円)	3頭	5年間
成雌牛	50万円 (乳用牛は40万円)	3頭	3年間

- 三 実施時期は合併時からとする。
- 四 国分市の予算貸付については、現行のとおり引き継ぐが、制度改正も含めて速やかに合併後調整する。

【畜産共進会】

- 一 畜産共進会の開催については、現行どおり旧市町で地区共進会を行い、郡畜産共進会出品牛を決定する。

二 畜産共進会の出品助成については、次のとおりとする。

- 地区共進会 五十千円
- 郡共進会 二万円
- 県共進会 十万円

三 実施時期は平成十八年度からとする。

報告第四十四号 農林水産関係事

【耕地】の取扱いについて

協定項目 25 16 で合併までに調整していた農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて、次のとおり報告がおこなわれました。

【農地・農業用施設災害復旧事業】

- 一 分担金負担割合は、農業用施設災害0%、農地災害については国の補助金を除いた額の五分の一とする。

二 平成十七年度災害については、旧市町受益者負担金の負担割合とする。

【単独災害復旧事業】

- 一 分担金負担割合は、農業用施設災害0%、農地災害については一般財源相当額の十分の一とする。
- 二 平成十七年度災害については、旧

市町受益者分担金の負担割合とする。

- 三 農地災害復旧に係る激甚災害指定を受けたときの小災害を対象とする。

報告第三十九号 社会教育事業の取扱いについて

協定項目 25 22 で合併までに調整するとしていた社会教育事業の取扱いについて、次のとおり報告がおこなわれました。

【拠点公民館】

- 一 休館日は、年末年始を十二月二十九日から一月三日で統一し、その他は現行のとおりとする。
- 二 使用時間は、原則として午前八時三十分から午後十時までとする。(国分公民館は駐車場の関係で午後九時まで)

【社会教育関連施設】

- 一 休館日は、年末年始を十二月二十九日から一月三日で統一し、その他は現行のとおりとする。
- 二 使用時間は、施設の利用実態を勘案し、現行のとおりとする。

【社会体育施設】

- 一 休館日は、年末年始を十二月二十九日から一月三日で統一し、その他は現行のとおりとする。
- 二 使用時間は、施設の利用実態を勘案し、現行のとおりとする。

【スポーツイベント】

- 一 「グリーンエアポート完走歩大会」は廃止する。
- 二 その他のイベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

報告第五十四号 その他事業【契約関係事務】の取扱いについて

協定項目 25 27 で合併までに調整するとしていたその他事業【契約関係事務】の取扱いについて、次のとおり報告がおこなわれました。

【契約事務】

- 一 予定価格の額が百三十万円以下の随意契約を除く、工事等の契約事務は、本庁 工事監査部 契約課で取り扱う。
- 二 契約保証金の額は、請負代金額の十分の一以上の額とする。
- 三 契約保証金は、当初契約金額が百三十万円以下の場合、納付を免除する。
- 四 前払金は、請負代金額の四分の一の額とする。

【工事等入札指名事務及び入札事務】

- 一 委員会の構成について
委員会は、助役、総務部長、農林水産部長、建設部長、水道部長、教育部長、工事監査部長及び当該事業の主務部長、当該事業が各総合支所管内で実施される場合は、当該総合支所長を加える。をもつて組織する。

二 予定価格の額が百三十万円以下の随意契約を除く、工事等の指名競争入札を行なうときは、指名委員会が指名業者を決定する。

指名委員会の開催は、本庁のみで行なう。

三 指名業者数については、次のとおりとする。

予定価格の額	指名業者数
1千万円未満の工事等	原則として5者以上
1千万円以上5千万円未満の工事等	原則として8者以上
5千万円以上の工事等	原則として12者以上

四 指名基準には、地域性を考慮し、継続工事の指名回避を規定しない。

五 入札参加資格の取扱いは、現行のとおり新市へ引き継ぐ。

六 予定価格の額が百三十万円以下の随意契約を除く工事等の入札事務は、本庁 工事監査部 契約課で取扱う。

七 建設工事指名競争入札に係る、予定価格の公表については、予定価格の額に百五分の百を乗じて得た価格を公表する。

【入札参加資格の格付】

- 一 土木、建築、舗装工事については、

建設工事の種類別及び標準金額別の入札参加資格

建設工事の種類	建設工事の標準金額	入札参加資格の格付区分
土木一式工事	20,000千円以上	A級
	10,000千円以上20,000千円未満	B級
	5,000千円以上10,000千円未満	C級
	5,000千円未満	D級
建築一式工事	32,000千円以上	A級
	14,000千円以上32,000千円未満	B級
	5,000千円以上14,000千円未満	C級
	5,000千円未満	D級
舗装工事	6,000千円以上	A級
	6,000千円未満	B級
	2,000千円未満	C級

市が発注する建設工事についてこの表に定める建設工事の標準金額の区分に属する入札参加資格を有する建設業者が少ない場合、その他特別理由がある場合は、この表に定める建設工事の標準金額の区分を変更することがある。

当分の間、鹿児島県の格付を準用する。
 一 造園、管、電気、水道工事の格付は、新市の格付を行う際、同時に格付をする。
 三 土木、建築、舗装工事の種類別及び標準金額別の入札参加資格については、次のとおりとする。

別表1：手数料の現況及び調整結果(単位：円)

区 分		単位	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市
総務	財産管理所有権移転登記手数料	1筆				4,000				4,000
	財産管理証明手数料	1件				200				
税務	公租公課に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	資産(土地、建物、償却資産)に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	所得額に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	納税に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	国調地図の写しの交付手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	国調成果品の閲覧・交付手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	地籍図の写しの交付手数料(A3サイズまで)	1件		200	200	200	200	200		200
	地籍図の写しの交付手数料(A2以上のサイズ)	1件			1,000	600				1,000
	住宅用家屋証明手数料	1件	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	戸籍の全部事項又は個人事項証明手数料	1通	450	450	450	450	450	450	450	450
戸籍	戸籍の一部事項証明手数料	1件	350	350	350	350	350	350	350	350
	除かれた戸籍の全部事項又は個人事項証明手数料	1通	750							750
	除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1通	750	750	750	750	750	750	750	750
	除かれた戸籍の一部事項証明手数料	1件	450	450	450	450	450	450	450	450
	戸籍に関する届書その他の書類の記載事項証明手数料	1件	350	350	350	350	350	350	350	350
	戸籍に関する届出又は申請の受理の証明手数料	1通	350	350	350	350	350	350	350	350
	上記証明の戸籍法施行規則第66条第2項の規定による受理証明書発行手数料	1通	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	婚姻、離婚、養子縁組、養子縁離又は認知の届出の受理証明発行手数料	1件			200					
	戸籍に関する届書その他の書類の閲覧手数料	1件	350	350	350	350	350	350	350	350
	住民票謄本交付手数料	1通	200	200	200	200	4名以上 300	200	200 6人-10人 まで400 以下5人ごと に200円増	200
住民登録	住民票又は戸籍附票の写しの交付手数料	1通	200	200	200	200	200	200	200	200
	住民票又は戸籍附票の記載事項に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	住民基本台帳の閲覧手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	外国人登録済証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200	200
	住民票又は戸籍附票の写しの記載事項に変更がないことの証明手数料	1件	200							200
	市民カードの交付手数料	1件	200							200
	市民カードの再交付手数料	1件	500							500
	請求者識別カード再交付申請手数料	1件				500				
	住民基本台帳カードの交付手数料	1件	500	500	500	500	500	500	500	500
	身元又は身分に関する証明手数料	1通	200	200	200	200	200	200	200	200
衛生	本籍、住所又は居所に関する証明手数料	1件	200	200					200	200
	印鑑登録証明手数料	1通	200	200	200	200	200	200	200	200
	印鑑登録証再交付手数料	1件	500	200	500	500	500	500	200	500
	臨時運行許可申請手数料	1両	750		750				750	750
	犬の登録手数料	1頭	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	犬の鑑札の再交付手数料	1件	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	狂犬病予防注射済票交付手数料	1件	550	550	550	550	550	550	550	550
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件	340	340	340	340	340	340	340	340
	改葬許可に関する手数料	1件	200		200					200
	一般廃棄物処理手数料				可燃ごみ用袋 大 27 小 16 不燃ごみ用袋 大 30 小 20	可燃ごみ用袋 大 30 中 25 小 20 不燃ごみ用袋 大 25	年額 1,500			
農林	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件	7,300		6,000	6,000	7,300	7,300	7,300	7,300
	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル)に基づく手数料	1機器			1,500	1,500				
	一般廃棄物処理業許可手数料	1件	3,000	7,000			3,000	3,000	3,000	3,000
	嘱託登記手数料(所有権移転登記手数料)	1件	4,000			4,000		4,000		4,000
	嘱託登記手数料(登記名義人の変更手数料)	1件	1,500			1,500		1,500		1,500
	鳥獣使用許可証交付手数料	1件	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
	諸証明手数料	1件		200					200	200
	農地転用等証明手数料	1件	200					200		200
	屋外広告物手数料	1件	5-22,000	5-22,000	5-22,000	5-22,000	5-22,000	5-22,000	5-22,000	5-22,000
	都計	公営・市営住宅の駐車場 自動車保管場所承諾証明手数料	1件	200	200		200	200	200	200
教育	中央高校入学検定料	1人	2,100							2,100
	中央高校入学金	1人	5,550							5,550
	中央高校証明(卒業、修了、成績、身上)手数料	1件	300							300
教育	幼稚園入園手数料	1人							1,000	1,000
	教育証明手数料	1件							200	200

人事異動について

始良中央地区合併協議会会長

発令日 平成17年11月7日

異動の概要

今回、新市 霧島市 の発足へ向けての事前準備を、円滑(スムーズ)に進めるために、次長級以上と本庁の課長級(消防局は局長のみ)の異動の内示を行うこととし、小規模な異動に留め、本庁と総合支所間等の本格的な異動は平成18年4月以降に行うこととした。また、始良・伊佐地区介護保険組合の事務局長は、従来の部長級に戻し、土地開発公社の事務局長は、組織が大規模になることと、減損会計の導入に向けて、事務が複雑化することが予想されるために部長級とすることとした。

新職名	氏名	旧職名	新職名	氏名	旧職名
(部長級特定職)			生活環境部 環境衛生課長	前田 理	国分地区衛生管理組合 事務局長
まちづくり調整監	内 達朗	国分市 まちづくり調整監	生活環境部 保険年金課長	坂元 良行	福山町 税務課長
(部長級)			保健福祉部 社会福祉課長	井上 洋一	国分市 市民福祉部 福祉事務所 所長補佐
総務部長	西重 正志	国分市 総務企画部長	保健福祉部 児童福祉課長	阿多 己清	国分市 議会事務局 次長 兼 議事係長
企画部長	藤田 満	始良中央地区合併協議会事務局長	保健福祉部 高齢・障害福祉課長	西 剛	国分市 市民福祉部 健康増進課長
生活環境部長	中村 昭	国分市 市民福祉部長	保健福祉部 健康増進課長	上別府 順子	隼人町 健康生活課 課長補佐 兼 健康係長事務取扱
保健福祉部長	福盛 安美	隼人町 健康生活課長	保健福祉部 国分西保育園長	蔵元 隆美	国分市 市民福祉部 国分西保育園長
農林水産部長	東 邦雄	国分市 産業経済部 農政課長	保健福祉部 舞鶴園長	西芦谷 良美	国分市 市民福祉部 舞鶴園長
商工観光部長	長崎 薫	牧園町 総務課長	保健福祉部 市立病院管理課長	荒瀬 美行	隼人町 地域医療対策課長
建設部長	成枝 靖夫	国分市 建設部長	農林水産部 林務水産課長	山下 晃	国分市 産業経済部 農政課付け 政策群リーダー(地産地消・総合治水担当)
工事監査部長	秋窪 直哉	国分・隼人公下水道組合 事務局長	農林水産部 耕地課長	馬場 義光	隼人町 耕地課長
消防局長	中馬 達己	国分地区消防組合 消防長	商工観光部 企業振興課長	成尾 智広	横川町 企画商工課長
水道部長	濱崎 幸嗣	隼人町 水道課長	商工観光部 観光課長	後藤 辰美	霧島町 観光商工課長
教育部長	吉永 富城夫	隼人町 生涯学習課長	建設部 監理用地課長	西田 静男	国分市 建設部 まちづくり推進課長
教育部 部参事(特命)	市野 勝喜	国分市 教育委員会事務局 教育次長	建設部 土木課長	岩重 芳人	国分市 建設部 土木課長
議会事務局長	松元 政和	国分市 議会事務局 事務局長	建設部 建築住宅課長	牧 國夫	国分市 建設部 建築住宅課長
溝辺総合支所長	野間 匠	溝辺町 企画振興課 参事	建設部 都市整備課長	篠原 明博	国分市 建設部 まちづくり推進課付け 政策群リーダー(中心市街地活性化担当)
横川総合支所長	山下 弘文	横川町 農林課長	建設部 区画整理課長	迫間 勇	隼人町 区画整理課長
牧園総合支所長	境田 秀紀	牧園町 企画課長	建設部 下水道課長	久永 哲士	国分・隼人公下水道組合 事務局 次長
霧島総合支所長	川野 茂樹	霧島町 総務課長	まちづくり副調整監	末原 秋美	国分市 まちづくり副調整監
隼人総合支所長	林 兼行	隼人町 企画課長	工事監査部 契約課長	山下 英男	国分市 副工事監査監
福山総合支所長	西 秀文	福山町 総務課長	水道部 管理課長	中村 功	隼人町 財政課長
始良・伊佐地区 介護保険組合 事務局長	松田 常美	国分市 産業経済部長	水道部 水道課長	中馬 幹雄	始良東部地方卸売市場管理組合 事務局長
土地開発公社 事務局長	大井 正	国分市 土地開発公社 事務局長	会計課長	池田 和弘	国分市 会計課長
(次長級)			教育部 教育総務課 課参事(特命)	山元 陽一	国分市 教育委員会事務局 総務課長
総務部次長 兼 総務課長事務取扱	南田 吉文	隼人町 総務課長	教育部 学校教育課長	池田 幸二	国分市 教育委員会事務局 学校教育課長
危機管理監	調整中		教育部 学校教育課 課参事(特命)	永田 清文	隼人町 教育委員会事務局 学校教育課長
行政改革推進監	山口 剛	国分市 総務企画部 総務課長	教育部 生涯学習課長	野村 望	国分市 教育委員会事務局 生涯学習課長
企画部次長 兼 企画振興課長	福原 平	横川町 総務課長	教育部 生涯学習課付け政策群 リーダー(きりしまいきい塾担当) 兼 課長補佐事務取扱	能見 義也	国分市 教育委員会事務局 生涯学習課付け政策群リーダー(きりしまいきい塾担当) 兼 課長補佐事務取扱
保健福祉部次長	今村 恭一	国分市 市民福祉部 福祉事務所長	教育部 文化振興課長	野村 定美	溝辺町 生涯学習課長
農林水産部次長 兼 農政畜産課長	鈴木 重成	福山町 経済課長	教育部 スポーツ振興課長	中重 喜衛	国分市 市民福祉部 市民生活課長
商工観光部次長 兼 商工労政課長	柳田 秀徳	国分市 総務企画部 企画課長	教育部 図書館長	木佐木 美月	国分市 教育委員会 図書館長
建設部次長	塩入谷 政秋	霧島町 企画財政課長	教育部 国分中央高等学校事務長	細山田 孝文	国分中央高等学校 事務局長
工事監査部次長 兼 検査課長	沼口 輝実	溝辺町 都市計画課長	選挙管理委員会事務局長	梅北 優	国分市 選挙管理委員会 事務局長
教育部次長 兼 教育総務課長	石塚 義人	国分市 水道課長	監査委員事務局長 兼 公平委員会事務局長	松元 克巳	国分市 監査委員 事務局長
議会事務局長 兼 議事調査課長	空田 耕一	隼人町 議会事務局 事務局長	農業委員会事務局長	岡留 和美	国分市 農業委員会 事務局長
隼人総合支所次長	濱崎 明	隼人町 税務課長	土地開発公社 事務局次長	町田 正一	国分市 土地開発公社 事務局 主幹 兼 業務係長
(課長級)			霧島市しみん学習支援公社 事務局長	尾堂 守	国分市しみん学習支援公社 事務局長
総務部 職員課長	津曲 正昭	国分市 総務企画部 総務課主幹 兼 職員係長			
総務部 秘書課長	萬徳 茂樹	国分市 総務企画部 秘書広報課長			
総務部 管財課長	山下 英博	始良・伊佐地区介護保険組合 事務局長			
総務部 財政課長	平野 貴志	国分市 総務企画部 財政課長			
総務部 税務課長	小浜 泉	国分市 総務企画部 税務課長			
総務部 収納課長	横手 航太郎	国分市 産業経済部 商工観光課長			
総務部 行政改革推進課長	濱崎 正治	始良中央地区合併協議会事務局 次長			
企画部 情報政策課長	川村 直人	国分市 総務企画部 情報政策課長			
企画部 広報広聴課長	間手原 修	始良中央地区合併協議会事務局 次長			
生活環境部 市民課長	宗像 成昭	国分市 総務企画部 企画課付け 政策群リーダー(河川等活用担当)			

第1回 1市6町高齢者保健福祉計画等策定委員会が行われました



計画策定について活発な討議が行われました。

平成17年9月16日(金)午後3時より、国分シビックセンター3階庁議室にて、第1回 1市6町高齢者保健福祉計画等策定委員会が開催されました。

委嘱状の交付

広域又は各市町より策定委員として依頼・推薦等された学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者等の計26名へ委嘱状が交付されました。

1市6町 高齢者保健福祉計画等策定委員

番号	職名	氏名	委嘱市町
1	障害者団体代表	池田 和夫	国分市
2	女性団体代表	田代 昇子	国分市
3	介護予防専門員代表	松元 弘二	国分市
4	社会福祉士代表	竹内 初夫	溝辺町
5	住民代表(第1号被保険者代表)	谷口 マキ子	溝辺町
6	始良・伊佐老人福祉施設協議会代表	徳永 正弘	溝辺町
7	居宅介護サービス施設代表	竹下 智行	横川町
8	住民代表(第1号被保険者代表)	野口 徹	横川町
9	地域型在宅介護支援センター代表	吉永 久美	横川町
10	住民代表(第2号被保険者代表)	池平 勲	牧園町
11	住民代表(第1号被保険者代表)	久保 敏行	牧園町
12	ケアマネージャー代表	神田 美恵子	牧園町
13	住民代表(第2号被保険者代表)	上平熊 久美子	霧島町
14	認知症家族会代表	造免 和子	霧島町
15	民生委員児童委員代表	田實 尚男	霧島町
16	基幹型在宅介護支援センター代表	鮎川 孝枝	隼人町
17	社会福祉協議会代表	大山 勇雄	隼人町
18	住民代表(家族代表)	吉原 紀代子	隼人町
19	介護保険施設代表	瀬戸口 一久	福山町
20	老人クラブ代表	肥後 一馬	福山町
21	住民代表(家族代表)	福永 昌代	福山町
22	保健所	有馬 ケイ子	広域
23	薬剤師会代表	竹田 ひとみ	広域
24	歯科医師会代表	濱田 鉄郎	広域
25	学識経験者	久永 繁夫	広域
26	医師会代表	八木 幸夫	広域

策定委員会の業務
 高齢者保健福祉計画等策定委員会では、平成十八年度からの高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び地域介護・福祉空間整備計画について審議を行います。
 また、平成二十六年までの各事業量の見込みや平成十八年度から三カ年の介護保険料及び施設や事業所の整備・設置等について、それぞれの計画と整合性をもたせた策定をおこないます。

第一回 高齢者保健福祉計画等策定委員会の内容について
 策定委員長を選任を行い、久永繁夫委員に決定しました。
 合併協議会事務局より策定委員の業務についての説明が行われ、続いて一市六町の高齢者福祉・介護保険・健康増進の各事業担当者から一市六町の現状について説明を行いました。また、質疑応答においては、各委員より活発な意見が寄せられました。

コミュニティ検討委員会の活動報告

コミュニティ検討委員会(以下「検討委員会」という。)の活動の成果として、「コミュニティ検討委員会意見書」が取りまとめられ、9月21日の協議会において報告されましたので、その概要をご紹介します。

コミュニティ検討委員会意見書(概要版)

はじめに

検討委員会の目的

検討委員会は、「新市のコミュニティ施策について様々な観点から提言を行い、これを反映させることにより、共生・協働のまちづくりを促進する」ことを目的として設置されました。(合併関係市町の自治会、市民活動団体などで活躍する28名の住民代表で構成)

検討委員会の運営及び検討経緯

検討委員会では、コミュニティの現状・課題や「共生・協働のまちづくり指針」(コミュニティ指針)の素案などについて、グループ討議による手法を用い、それぞれのまちがこれまで歩んできた歴史の違いや地域の特性について認識を深めながら議論いたしました。また、先進地研修(熊本県宮原町、合志町)を実施し、住民主体のまちづくりなどについて学びました。

検討委員会の提言について

本書は、「共生・協働のまちづくり指針」の素案を検討する過程で提案した私たちの意見等を、意見書として取りまとめたものです。新市において、速やかに「共生・協働のまちづくり指針」が策定されることを、そして、私たちの意見が十分に反映され、その実効性が確保されることを強く要望いたします。

1 自治会組織の運営支援について

多くの住民が加入する自治会組織は、近年、担い手不足、地域の連帯感の希薄化、コミュニティ意識の低下、未加入者の増加などにより、推進力の低下や地域間格差の拡大が懸念されています。

新市においても「自分たちでできることは自分たちで行う」という考えを基本に自立した組織運営を進めてまいりますが、行政の協力や支援が必要なものについては、自治会組織の活動が低下しないよう、また、活動に応じた協力・支援が行われるよう、対応策を講じていただきたいと考えます。

2 情報の共有・相互理解について

共生・協働のまちづくりを進める前提として、行政は、これまで以上に行政情報を新市の市民(新市のまちづくりに関係するすべての人や団体、企業等。以下「市民」という。)に公開していく必要があります。また、お互いが情報を共有し、相互理解を深め、共通の目的に向かってともに行動できるよう情報伝達手段の更なる充実を図るとともに、地域団体や市民活動団体が自分たちの活動をアピールし、お互いに意見交換を行うことのできる場の創設について支援していく必要があります。

3 まちづくりに関する意識の醸成や担い手の育成について

共生・協働のまちづくりを効果的に進めるためには、まちづくりのリーダーを養成していくことが重要であるため、これらを対象とした研修を充実させる必要があります。

また、これからのまちづくりの主役となる子どもたちが、自発的に地域活動やボランティア活動に参加する雰囲気や仕組みをつくっていくことは、地域全体の機運を盛り上げていくのに高い効果を発揮すると考えます。教育委員会、学校、PTA、子ども会育成会等が連携して、様々な場面で、子どもたちに対する意識高揚や参加促進に取り組んでいく必要があります。

4 まちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくりについて

地域においては、住民が主体となって地域独自のまちづくり計画を策定し、地域と行政が連携・協力しあいながら進行管理を行っていく「地域まちづくり支援制度」を積極的に推進していく必要があります。この制度の活用により「地域が真に望む愛着のあるまちが住民自らの手によってつくられていくこと」や「地域のリーダーが代わっても計画に基づく一貫したまちづくりが展開されていくこと」などの効果があると思われまます。

次に、市民団体等が公益性や社会貢献度の高い活動を行う際、その活動に応じて支援する「市民活動支援制度」を導入していく必要があると考えます。先進的自治体で、既に制度を導入した事例があり「市民の公益的な活動が活発化することで行政との協働が促進されること」などが期待できるため、新市の主要施策として独自の制度が検討・導入されることを強く要望いたします。

また、すべての市民が公平・公正にまちづくりに参加できる仕組みを構築していく必要があるため、パブリックコメント制度の導入、審議会等における公募委員の設置やクオータ制(一方の性に偏りがないよう男女比率を定める方法。割り当て制度。)の導入、ワークショップの活用等を進めていく必要があると考えます。

5 活動のための拠点の整備について

自治会組織の活動拠点は、構成市町の自治会組織の体系や活動内容の違いなどから、整備が不十分な地区もありますので、新市において、直ちに施設整備がなされるよう要望します。また、市民団体等が公益的活動を行う公共施設は、市民の意見を聞いて、使い勝手を良くしていくことや、新たな活動場所を提供していくことを検討すべきです。例えば、合併後の総合支所等の空き会議室の開放や公共施設の(夜間の)利用時間延長などを早急にご検討いただきたいと考えます。

6 市職員の意識改革と市の組織体制の充実について

共生・協働のまちづくりを進めるには、市の職員が、積極的に地域活動やボランティア活動に参加・参画するよう、行政内部で対応策を講じる必要があります。特に4の「地域まちづくり支援制度」の推進においては、職員が事務的作業等を手伝う「サポーター制度」の導入が不可欠です。また、市の組織体制として、地域団体やNPOなどの相談窓口となる組織(課、係)を整備し、十分な対応ができる職員を育成・配置していただくことを要望します。

7 市の施策等を評価する仕組みづくり

行政自らが一定の基準、指標をもって、施策や事務事業を評価・公表し、改善していく仕組み(行政評価制度)を構築しなければなりません。また、自治会組織や市民団体等と協働で実施した事業などを、お互いに評価し合う場や仕組みを創設し、ともに検証していく必要があります。

【コミュニティ検討委員会委員名簿】

出身	氏名(順不同)			
国分市	松枝 洋一郎(委員長)	大庭 薫	笹山 千枝子	浅谷 悟
溝辺町	國生 昌宏	西溜 丸美	野村 和人	山口 博美
横川町	新村 守	松本 宗雄	越口 卓也	辻 真澄
牧園町	山元 周雄	高貝 隆	中西 修(副委員長)	三宅 みき
霧島町	満山 續久	千葉 しのぶ	田実 尚男	窪田 功司
隼人町	六反 弘智	柳 貞光	芝 幸宏	岩元 三枝子
福山町	鈴木 昭三	田原 孝二	伊達 英史	黒丸 初江

市民便利帳の発行について

いよいよ霧島市の誕生が近づいてまいりました。

霧島市がスタートすると、これまで一市六町で行っていた事務的な手続きや届出などの一部の取扱いが変わり、住民の皆様が戸惑われることもあるかと思われます。

そこで、始良中央地区合併協議会では、住民の皆様の暮らしに役立てていただくため、「市民便利帳」を発行することになりました。

この冊子には、「市の機構」や「制度」、「事務的な手続き」などが紹介されているほか、文化・スポーツ施設などの公共施設や、いろいろな相談窓口など、皆様の日常生活に役立つ情報がまとめられています。

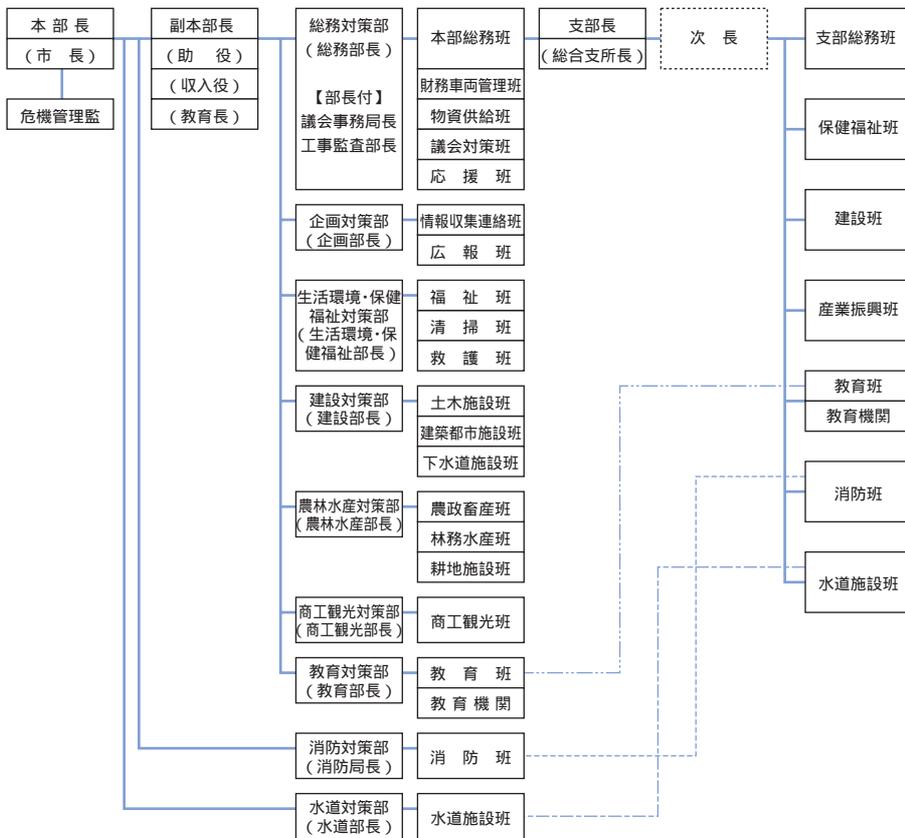
皆様のご家庭や大型店舗には、十月末に配布される予定です。

事務所の引越し作業等について

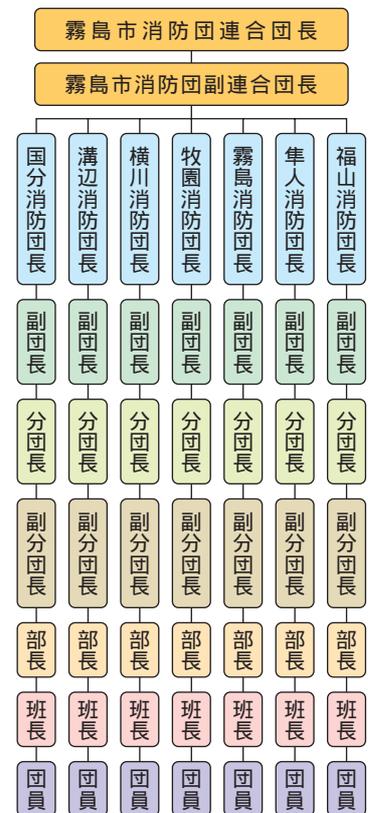
十一月七日の合併に向けて、各市町庁舎内の引越し作業等が十月中旬ごろから行なわれます。

つきましては、作業期間中ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力下さるようよろしくお願い申し上げます。

別表3：(風水害・地震・火山)災害対策本部・組織図



別表2：新市の消防団体制



協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月開催されます(時間：午後1時30分から)。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程 第41回協議会 10/31(月) 予定

(原則として月1回の開催を予定していますが、状況により開催日程が追加又は変更される場合があります。傍聴にお越しの際は、出来るだけ事前に事務局までご確認ください。)

ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号

国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937

FAX 0995-64-0940